

特定相談支援事業所うらわは、平成30年 12月1日に社会福祉法人うらわ学園によって 開設された相談支援事業所です。専門の相談員 が身体・知的・精神等の障害がある方やそのご 家族が抱える様々なお悩みや困りごとについて、 相談をお受けします。

福祉制度や福祉サービス事業所などの情報を 提供し、ご本人様がより豊かに安心して生活を

## ◇事業について (提供サービス)

#### ★ 相談対象者

身体障害、知的障害、精神障害、難病等をお持 ちの方が対象となります。

#### ★ サービス内容

居宅サービス、通所サービス、グループホーム、 ショートスティ、放課後ディサービス、

就労支援施設、障害者(児)支援施設等の利用を希望される方のご相談や利用に向けての支援、計画書(サービス等利用計画)の作成、その他、情報提供や各事業所との調整をおこなっています。

#### 支給申請からサービス利用までの流れ



市町村の福祉課へ、障害 福祉サービス(給付)の 申請や障害者の福祉サー ビスについて依頼します。 住まい地域の特定相談事

アセスメン ト (訪問) 相談員がご自宅を訪問し、 障害福祉サービス(給付) についてや日常生活を送る 上での困りや悩みごと等を

計画案の 作成

相談員がサービス等利 用計画を作成します。

どのサービスをどのくらい、 いつまで使って良いかが決まります。

受給者証

市町村がサービス内容と 支給期間を設定し、受給 担当者 会議

ご本人・ご家族・サービス提供責任者・相談支援専門員等が集まり、サービス等利用計画案の説明を行うとともに、 ご本人及び担当者からの意見・要望等をお受けします。

サービス 開始 福祉サービスの利用が始 まります。

モニタリン グ(訪問) 相談員が自宅に訪問し、経 過をお聞きして必要に応じ て計画の立て直しをします。

市が決定したサービスの期間が終了すると きに、また更新の手続きがあります

## どんな時に利用したらよいの

- ★ 障害福祉サービスを利用したい
- ・放課後ディーサービスを受けたい
- ・昼間、どこかに通いたい
- ・企業や施設で働きたい
- ・買い物や調理のお手伝いをしてもらいたい
- ★ 今後の事について相談したい 将来の生活や老後等について相談したい
- ★ 市区町村の役所から、

相談支援員を複数配置し、 チームでサポートしま

相談内容。計画内容等の個人情報の取り扱いに は、十分に注意を払います。



048-711-5630

お気軽に

計画作成料金・相談料金の



# ご利用案内

◇サービス提供時間

平日  $8:30\sim17:00$ 

◇休日

土、日、12月29日から1月4日までを除く

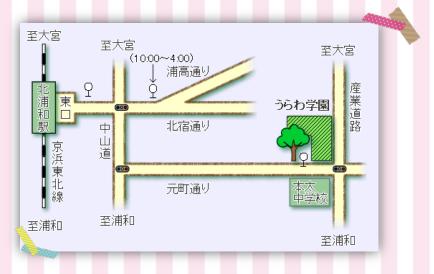
◇利用方法

まずは電話でご連絡下さい。

日程を調整させていただきます。

◇連絡先

 $\mp 330 - 0072$ 



駐車場が狭いため、ご来園の際は、公共交通機関をご利用ください。

うらわ学園のホームページにも、 情報がたくさんのってい

影響<mark>ます。</mark>

# 特定相談支援・障害児相談支援 特定相談支援事業所 わ





社会福祉法人 うらわ学園